

新型コロナウイルス感染症に罹患された場合の入院給付金のご請求について

新型コロナウイルス感染症により影響を受けられた皆様に心よりお見舞い申し上げます。

当社では、新型コロナウイルス感染症に罹患され、宿泊施設または自宅にて医師等の管理下で療養された場合は、入院給付金等のお支払い対象とする取扱い（以下、「みなし入院」といいます）を実施しており、2022年9月26日以降は、「重症化リスクの高い方」を対象に「みなし入院」の取扱いを行っております。

今般、政府の新型コロナウイルス感染症対策本部において、2023年1月27日付で「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」が決定され、特段の事情がない限り、2023年5月8日から、「新型コロナウイルス感染症」は感染症法上「5類感染症」に位置付けられることとなり、今後は季節性インフルエンザと同様、感染症法上の「入院措置・勧告」等が適用されないこととなります。

こうした状況をふまえ、2023年5月8日以降の「みなし入院」の取扱いを終了することとします。

<新型コロナウイルス感染症と診断された場合のお支払範囲>

（契約日にかかわらず、すべてのご契約が下記取扱いとなります）

ケース	診断日(陽性判明日)		
	2022/9/25 以前	2022/9/26 から 2023/5/7 まで	2023/5/8 以降
<医療機関への入院> ※約款における取扱い	○（お支払対象）	○（お支払対象）	○（お支払対象）
<宿泊療養・自宅療養> ※「みなし入院」 による取扱い	<u>重症化リスクの高い方</u> (注)	○（お支払対象）	×（お支払対象外）
	<u>上記以外の方</u>	○（お支払対象）	

(注) 「重症化リスクの高い方」とは、発生届の対象となる「65歳以上の方」「妊娠している方」「入院を要する方」「重症化リスクがあり、新型コロナ治療薬または酸素投与が必要と医師が判断する方」となります。

<「みなし入院」のご請求について>

- ・ 2023年5月7日までに新型コロナウイルスと診断され、「みなし入院」のお支払対象となる方については、ご請求の時期が5月8日以降であってもお取扱い可能です。
- ・ 「みなし入院」のご請求書類として利用いただいている「My HER-SYS 画面（療養証明）」については、厚生労働省から2023年9月末まで機能の利用が可能と公表されておりますが、10月以降の利用は未定となっておりますので、早めにご請求いただきますようお願い申し上げます。

当リリースは、2023年5月8日に新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更が、予定どおり実施されることを前提としたものです。当リリースの内容に変更が生じた場合には、改めてご連絡します。